

令和8年度静岡県優良介護事業所表彰候補募集要領

1 要旨

介護人材の確保や介護サービスの質の向上に向け、介護職員が働きやすく、働きがいある職場環境づくりや、利用者本位のサービス提供に積極的に取り組む静岡県内の介護事業所を表彰し、これを広く県民や事業所等に周知することで、介護の仕事への理解を進め、介護職への新規就業の増加につなげるとともに、介護職員の職場定着を促進することを目的とする。

2 募集対象

静岡県内で介護保険法に基づくサービスを提供している介護事業所で、次のいずれかの取組を積極的に行い、顕著な成果を挙げた者

(1) 職場環境改善部門

- ・ 離職防止・定着促進に向けた取組
- ・ 人材育成のための取組
- ・ 働きやすい職場づくりのための取組

(2) サービスの質向上部門

- ・ 要介護度の維持・改善のための取組
- ・ 利用者一人一人の個性や生活リズムを尊重した取組
- ・ 地域（外部）の視点を取り入れるなど、さらなる質向上のための取組

3 応募資格

事業所は次の①から⑤の全てに該当すること。

- ① 応募年度の4月1日を基準として、事業所に係る指定から3年が経過していること。
- ② 応募年度の4月1日を基準として、事業所を運営する法人が、その事業所を原因として、過去3年間に社会福祉法又は介護保険法における指導・監査で勧告以上の行政指導又は行政処分を受けていないこと。
- ③ 労働基準法等、法令に沿った就業規則を整備していること。
- ④ 応募年度の4月1日を基準として、労働基準法など労働関係法令、その他法令について過去3年間司法処分歴がないこと。
- ⑤ 表彰を受けた場合、事業所名や取組内容等の公表が可能であること。

4 応募方法

次の（１）を郵送又は持参により、（２）宛てに提出すること。

提出の際は、ア別紙１ 提出書類チェックリストを同封し、イ・ウは各７部、エ・オ・カは１部提出すること。

（１）提出書類

ア 別紙１ 提出書類チェックリスト

イ （様式１）静岡県優良介護事業所表彰推薦書（部門共通及び部門別）

ウ 取組内容に関する添付書類（（様式２）表紙及び任意様式）

※別紙２『「イ 推薦書」及び「ウ 添付書類」の取りまとめ方法』を参考に取りまとめる。

エ （様式３）静岡県優良介護事業所表彰推薦書に係る誓約書

オ 当該事業所の設立年月日、概要がわかる書類

カ 当該事業所を運営する法人の定款等の写し

※提出書類は、返却しない。

※提出書類における個人情報、個人情報保護関係法令に従って取り扱う。

※誓約書は自署又は記名・押印とする。

※応募は自薦、他薦（個人推薦を除く）を問わない。

（２）提出先

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課

所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町９番６号

電話番号 054-221-2314

ファクシミリ 054-221-2142

電子メール kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp

5 応募期間

令和８年６月３日（水）から７月１７日（金）まで

※郵送の場合は消印有効

6 審査・選考方法

応募者から提出された書類等を静岡県優良介護事業所表彰選考委員会が審査して被表彰候補者を選考の上、県が決定する。決定に当たっては、必要に応じて説明及び追加資料の提出を求めるほか、ヒアリングを実施する場合がある。

なお、過年度において表彰を受けた部門への再度応募する場合には、既に表彰を受けた取組とは別の新たな取組について応募するものとする。

7 審査基準

別表による。

8 賞・副賞の授与

各部門5団体以内

9 スケジュール

- (1) 審査・決定、選考結果の通知

令和8年8月頃

- (2) 表彰式及び被表彰者による事例発表会

表彰式・事例発表会：令和8年11月～12月（予定） 静岡市内

10 その他

- (1) 選考結果は、応募のあった全ての事業所又は推薦者に文書により通知する。
(2) 被表彰者及びその取組等については、静岡県ホームページ等で公表する。
(3) 令和5年度に国が創設した「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰」については、静岡県優良介護事業所表彰において「職場環境改善部門」及び「サービスの質向上部門」の両部門を受賞した事業所の中から優先的に推薦する。

(参考) 「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰」

- (1) 表彰の目的

介護職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が優れた介護事業所を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進すること

- (2) 表彰の種類、表彰数

ア 内閣総理大臣表彰（特に優れた取組を行う事業所を数事業所程度）

イ 厚生労働大臣表彰

(ア) 優良賞（優れた取組を行う事業所を数事業所程度）

(イ) 奨励賞（上記以外の事業所（国委員会において著しく不相当と判断された者を除く。））

- (3) 推薦の対象者

全介護サービス事業所

11 問い合わせ先

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課

所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-2314

ファクシミリ 054-221-2142

電子メール kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp

別 表

部門	項目	審査基準	参考値等
職場環境 改善部門	(1) 介護職員の 離職率・勤続年数	◆離職防止に向けた取組 ①取組の成果が顕著であるか ②取組に独自性があるか ③取組に継続性があるか ④取組に波及・発展が期待できるか	・過去3年間の離職率の平均 ・介護職員のうち、3年以上の 勤続年数のある者の割合
	(2) 介護職員が 有している資格	◆人材育成のための取組 ①取組の成果が顕著であるか ②取組に独自性があるか ③取組に継続性があるか ④取組に波及・発展が期待できるか	・基準日時点の介護職員のうち、 介護福祉士の占める割合
	(3) 研修の実施状況	◆働きやすい職場づくりのための取組 ①取組の成果が顕著であるか ②取組に独自性があるか ③取組に継続性があるか ④取組に波及・発展が期待できるか	・外部研修、内部研修の参加状況
	(4) ワークライフバ ランスに基づく職場 環境整備	◆働きやすい職場づくりのための取組 ①取組の成果が顕著であるか ②取組に独自性があるか ③取組に継続性があるか ④取組に波及・発展が期待できるか	・年次有給休暇、産前・育児休業 取得率
サービスの 質向上部門	(1) 要介護度の 維持・改善	◆要介護度の維持・改善のための取組 ①取組の成果が顕著であるか ②取組に独自性があるか ③取組に継続性があるか ④取組に波及・発展が期待できるか	$\frac{\text{要介護度の維持者数 (A)} + \text{改善者数 (B)} \times 2}{\text{評価対象期間内にサービスを3ヶ月以上利用しその後当該期間内に更新・変更認定を受けた要介護 (要支援) 者の数 (C)}} \times 100$ ※A及びBはCの内数 ※評価対象期間は、表彰年度の前 年度1年間
	(2) 重度要介護者・認 知症高齢者への対応		・基準日時点の医療的ケア必要者 ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の 者の受入割合
	(3) 個別ケアの取組	◆利用者一人一人の個性や生活リズムを尊重した取組 ①取組の成果が顕著であるか ②取組に独自性があるか ③取組に継続性があるか ④取組に波及・発展が期待できるか	・食事が経口摂取に移行した者の 割合 ・排泄がオムツ使用からトイレ介 助に移行した割合 ・入浴の機械浴使用者の割合
	(4) 地域との交流に 基づく質向上のため の取組	◆地域 (外部) の視点を取り入れるな ど、さらなる質向上のための取組 ①地域の事例検討会等に参加してい るか ②困難事例を引き受けているか ③相談支援、情報発信に取り組ん でいるか ④第三者評価を受審しているか	・地域包括支援センター等が実施 する事例検討会 (地域ケア会議 等) 等への参加回数 ・地域包括支援センターからの困 難事例へのサービス提供実績 ・地域の相談苦情受理件数及び情 報発信件数